

議 案 参 考 資 料

[令和 2 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第 34 号 市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例案

趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の皆様に多大な負担と不便をおかけするとともに、様々な形で協力をいただいている状況を踏まえ、令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間、特例として、市長については給料月額を 100 分の 30、副市長及び教育長については給料月額を 100 分の 20 減額し、その減額分を新型コロナウイルス感染症対策の財源として今後活用するものです。

概 要

- (1) 対 象 者 市長、副市長及び教育長
 - (2) 減額期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで
 - (3) 減額内容
 - ・ 市 長
給料月額から 100 分の 30 の割合を乗じて得た額に相当する額を減額
 - ・ 副市長及び教育長
給料月額から 100 分の 20 の割合を乗じて得た額に相当する額を減額
- (施行期日：令和 2 年 7 月 1 日)

背景・経過

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言を受け外出自粛や休業要請などが出される中、市民や市内事業者の皆様に、多大な負担と不便をおかけするとともに、様々な形で感染拡大防止にご協力いただいている状況を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料を令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 6 か月間減額し、その減額分を新型コロナウイルス感染症対策の財源として今後活用するものです。